

平成 19 年 4 月 1 日

各加盟団体理事長 殿
各ブロック協会理事長 殿
各加盟団体競技運営担当者 殿
各加盟団体審判長 殿

(財) 日本ハンドボール協会
競技本部長
常務理事 江成 元伸
(公印省略)

平成 20 年度競技運営に関する通達について (通知)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本協会の競技運営に格別のご尽力を賜りましてありがとうございます。

さて、新年度に向けて大会、諸行事の準備におわれていることと拝察いたします。標記事項につき、下記の通り通知しますので、関係方面に周知徹底されますよう諸連絡をお願い申し上げます。

記

1 マッチバイザーの任務、平成 20 年度版について

表記マッチバイザーの任務、平成 20 年度版を 4 月 1 日付けで発行した。

2 大会裁定委員会開催基準改正について

大会裁定委員会開催基準は、国内公式大会におけるハンドボール競技のラフプレイからの健全化を図る当初の目的を達成したと判断し、表記基準を改正する。

従来は 3 回目の退場に伴う失格以外は、全ての失格・追放に関する報告書を作成し裁定委員会を開催してきた。さらに、裁定委員会はハンドボール競技の健全化を図る目的で制定したことから、原則として失格に対して出場停止の処分を科すこととしていた。今後、レフェリー、マッチバイザー、競技委員長が違反の内容によって出場停止、もしくはそれ以上の処分を科すことが必要であると判断する場合にのみ、裁定委員会を開催することとする。裁定委員会を開催することが必要ないと判断されるラフプレイによる直接失格に対しては、報告書を作成する必要はない。この判断は、レフェリー、マッチバイザー、競技委員長がそれぞれの立場で判断することであり、それらの一人でも必要と認め

れば、各人の責任で裁定委員会開催に関する報告書を作成し、競技委員長に提出しなければならない。競技委員長は、試合終了後直ちに提出される報告書により、裁定委員会を開催する。

3 裁定委員会報告書の改正

第2項の裁定委員会開催基準の改正に伴い、裁定委員会報告書を改正した。決定事項に1、処分なしを追加した。

4 処分通知書の改正

第2、第3項の改正に伴い、処分通知書を改正した。処分内容に処分なしを追加した。

5 マッチバイザー報告書の改正

第2、第3、第4項の改正に伴い、マッチバイザー報告書を改正した。試合マッチバイザーは終了後に、レフェリー、マッチバイザー、競技委員長に裁定委員会の開催の有無を確認し、記録することとする。

また、得点を記入するために、一部書式を変更した。

6 チーム責任者マークの廃止について

平成19年4月1日付で、各競技において、チーム役員はベンチで氏名を特定するために、首から吊すカードを携帯することとなり、各大会で実施した。公式記録用紙にはチーム役員欄の責任者欄にA、以下B、C、Dに氏名を記入している。今後は、従来着用していたチーム責任者マークの着用の義務づけを廃止する。

以上

平成 20 年 4 月 1 日

マッチバイザーの任務 平成 20 年度版

(財) 日本ハンドボール協会競技運営部

マッチバイザーの任務について、平成 17 年 8 月 1 日に競技規則改正が行われ、一部改正した。IHF（国際ハンドボール連盟）では、記録席に着席して各試合を管理する役員をテクニカル・デレゲート（TD）と呼んでいる。マッチバイザーは日本独自の用語である。IHFでは各試合、2名のTDを配置し、残りの4名は1名の医事委員（ドーピングコントロール役員）、3名の記録席員で構成している。1997年の熊本世界選手権では6名体制で実施されたが、2名のIHFのTDに加え、1名のマッチスーパーバイザーを配置した。マッチスーパーバイザーは日本では常務理事に相当する各委員会の委員長であった。日本国内も可能な限りIHFにあわせた競技運営をすることが必要であると考えられるが、現行のマッチバイザー制度はTDの職務もこなし、当面は現状のまま進める。

マッチバイザーは競技委員長のもと、競技役員として各試合に立ち会い、試合を円滑に運営するために、審判員、タイムキーパー、スコアラー、その他の競技役員、補助員と協力して試合を管理する責任者である。

マッチバイザーの果たす役割

- (1) 審判員、他の競技役員、補助員と協力し、円滑なゲーム管理を行う。
- (2) 判定上の問題が生じたとき、適切な助言を行う。
- (3) タイムキーパーの時計の管理、交代地域規定の管理をする。
- (4) 公式記録用紙の照合を行う。
- (5) 試合中止の判断は審判員にあるが、続行のために適切な助言を行う。

マッチバイザーに任命された委員は最新の競技規則書、競技規則書必携、大会開催マニュアル、笛、及びストップウォッチを持って試合に臨まなければならない。ほとんどの事項は競技規則書、競技規則必携、大会開催マニュアルに記されている。

以下に一般的なマッチバイザーの任務の流れを記した。原則としてすべての事項を把握しておく、あるいは行動するべきであるが、審判員、記録席員、その他の競技役員が対応することもできる事項がある。マッチバイザーに代わってできる事項は記録席員、あるいは、競技役員に対応させてもよい。これらの判断はマッチバイザーがする。

用語の使い方として、マッチバイザーが直接行動しなくても良い事項を「管理」と表現した。ただし、それらの事項の最終責任はマッチバイザーにある。

1 「審判会議」

1-1 その大会のマッチバイザーに指名された役員は、特にその大会で強調される事項があることを鑑み、当該大会の審判会議に出席することが望ましい。

2 「代表者会議」

2-1 その大会のマッチバイザーに指名された役員は、当該大会の代表者会議に出席しなければならない。各種決定事項に対し、周知しておく。

3 「試合開始前」

3-1 試合開始前に会場、コート、ゴール、ボールの確認、交代地域のスペース、長さ、ベンチの数、記録席関係備品等の有無、放送設備、医務関係の準備状況を管理し、各種機器の動作具合の点検を管理する。また、その他全般的な事項を管理する。

3-2 競技規則に、GKのユニホームはすべて同色でなければならないとされた。ユニホームの点検の再確認し、管理する。

3-3 ピアス等はイヤリングや突起のない指輪と同類のものとして位置づけられ、他のプレーヤーに危害を及ぼさないようにテーピング等で覆わなければならない。また、膝等のサポーター等についても同様に扱う。マッチバイザーが助言をし管理する。

3-4 顔面マスクについてはIHFでその使用を禁止されたが、日本国内の試合では、GKの再度の眼部及びその付近の受傷保護の観点から申告制として、顔の表情が読み取れる透明のフェースマスクの使用を認める。使用の判断は競技委員長がするものとするが、その結果を受けてマッチバイザーが助言をし管理する。

3-5 屋内外で行われる競技会では、特に禁止されていない競技会では、指に松ヤニを付けてプレーしてよい。指以外の部位（靴等を含む）に松ヤニを貯めておくことを禁ずる。

3-6 トスは競技開始前に審判員が行うものであるが、問題が生じたときにはマッチバイザーが助言をすることもある。トスは、試合直前でなくてもよい。

3-7 第1試合開始30分前、第2試合以降は前の試合のハーフタイム開始直後にメンバー表が提出される。スコアラーは提出されたメンバー表をもとに、公式記録用紙に転記する。マッチバイザーは公式記録用紙に選手、チーム役員、その他の記入事項が正しく記入されたかを管理する。

3-8 公式記録用紙に転記された選手、チーム役員の記入が正しいものであるかを各チームのチーム役員が確認、署名する。マッチバイザーはチーム責任者が署名することを管理する。チーム役員はAからDの区分が記入されているかを確認する。

3-9 試合開始前に各チーム代表者が登録証を提出する。選手の確認は審判員が行うが、マッチバイザーはチーム役員の登録証を審判員と協力して管理する。チーム責任者はチーム責任者マークをつけていなければならない。マッチバイザーは審判員と協力して責任者がマークをつけているかを管理する。責任者マークをつけているチーム役員がいなければ、責任者として認められる行動はできないことをチームに伝えておかななければならない。

試合に参加するチーム役員にAからDの首から吊すカードを渡す。試合中は、チーム役員に常に着用させておかなければならない。カードAをチーム責任者とする。

3-10 国際試合の場合、通訳を置くことができる。通訳席はベンチの後方に置く。通訳をすることが主業務となる。

3-11 原則としてチーム役員は日本ハンドボール協会に登録されていなければならないが、トレーナーが派遣役員で氏名を特定できないことがある。その場合は、交代地域の外側に席を用意し、選手が負傷した場合その場所で応急手当をすることを認める。そのトレーナーは交代地域やコート内に立ち入ることはできない。マッチバイザーは応急手当の際の管理をする。

3-12 試合中、ボールを持つためのウォーミングアップは禁じられている。ベンチに座ってボールを持つことも許されないため、ボールが収納されていることを管理する。違反している場合には正さなければならない。

3-13 試合開始前に、交代地域規程に違反していないかを管理する。

3-14 試合開始前に、審判員、記録席員との打ち合わせを綿密にしておく。

3-15 交代地域規程に違反していれば、その違反が正されるまで試合を開始させてはならない。

3-16 試合開始の挨拶時、マッチバイザーを含めて記録席員は起立し、礼をする。

4 「試合開始後」

4-1 試合開始の審判員の合図に合わせてタイムキーパーが時計を操作している状態を管理する。

4-2 試合途中の審判員の各種の合図を、記録席員が対応できるよう管理する。審判員が得点の合図をした時、確認の合図（手を高く上げる）をする。警告が出て審判員がその選手を示した時、選手の番号がわかった段階でイエローカードを高く上げ合図する。番号がわからなければイエローカードは用意するものの、高くあげなければ審判員がさらにどの選手かを示す。退場、失格、追放も上記の要領で対応する。

4-3 試合の経過を、マッチバイザー報告書、または、補助用紙（様式任意）に記録する。

4-4 試合開始後遅れてきた選手、チーム役員はタイムキーパー、スコアラー、マッチバイザーが承認することにより試合に出場、参加できる。承認されるためには、出場、参

加資格があり、事前に提出されたメンバー表に記入された者でなければならない。

4-5 記録用紙に記載されていないプレーヤーや参加資格のないプレーヤーが競技に参加した場合、チーム責任者に段階罰を適用する。マッチバイザーが管理する。

4-6 試合途中の交代地域に違反がないかを管理する。違反があれば、次の中断の時にマッチバイザーが審判員に知らせる。

4-7 不正交代、不正入場その他交代地域の違反が確認されたとき、笛を1回吹き審判員に知らせ、タイムキーパーが計時装置の時間を止める。この笛の合図はマッチバイザー、タイムキーパー、スコアラーも吹くことができる。記録席員は常に笛の合図にあわせて時計を止める習慣を身につけていなければならない。笛の合図があったにもかかわらず時計が止まらない場合は、直ちに時計を止めるようさらに大きな動作、行為をもって指示をする。時計を止めた状況を審判員に適切にアドバイスする。

今回の競技規則改正で不正交代と不正入場について、プレーヤーが交代ラインの範囲外のサイドラインを通過してコートから出ても、スポーツマンシップに反する行為や不正交代とみなさないと記された。プレーヤーが水分補給やタオル使用のためにベンチに戻った場合、退場となったときに潔くベンチに向かったが交代ラインを通らなかったとしても問題としない。混乱がないよう管理する。

4-8 試合途中に、得点、罰則の数を管理する。記録席員は得点した選手、罰則を受けた選手が誰であるかを特定しなければならない。審判員と記録席員の連携がとれるよう管理する。

4-9 チーム役員やプレーヤーは原則として自チームの交代地域に留まるものとする。しかし、チーム役員が交代地域を離れ別の場所へ移動したときは、チームを指揮し管理する権限を失い、その権限を再び得るためには交代地域に戻らなければならない。

4-10 試合中、いかなるものでも許可無く交代地域に出入りさせてはならない。

4-11 大会が認めた報道関係者（テレビ関係）は、チームタイムアウトの時間は交代地域の付近で報道活動することができる。コート内からベンチの活動を撮影することは許される。その他の時間帯の報道活動は、交代地域では許されない。

4-12 チームタイムアウトが実施された際、1分間の計時を管理をして、50秒経過時の笛の合図を管理する。審判員とスコアラーは得点、罰則の確認をする。マッチバイザーは審判員、あるいは、スコアラー、もしくは、両者ととも確認をする。

4-13 ひとつの例として、パッシブプレーの合図が出たときに、チームタイムアウトを請求するという手段をとることがある。ボール所持がどちらのチームであるかを確認して

おき対応する。

4-14 試合時間の管理・決定は審判員の責務であるが、マッチバイザーの職務としてタイムキーパーの管理と指導の責務がある。公示時計で表示していても、不測の事態に備え別途に手元のストップウォッチで試合時間を計測しておかなければならない。

4-15 退場時間を管理する。

4-16 退場となった選手をベンチに座らせるよう管理する。

4-17 失格、追放となった選手を速やかに交代地域、競技場から退出させるよう管理する。競技場から退出させるとは競技に影響のない場所に移動させるということである。

4-18 失格、追放の選手はコート外周のレッドカード席に着席していなければならない。ドーピング検査の対象者となる。

4-19 試合中、コート内外を問わず各種紛争が起きた場合、審判員と協力して紛争を收拾するよう努力する。この行動、対処は速やかに、しかも迅速に行わなければならない。

4-20 試合中、何らかの状況で試合が中断した場合、マッチバイザーが直接放送設備を利用して会場に説明することが望ましい。状況によっては、会場のアナウンサーに説明させることもできる。

4-21 前半終了間際のプレイに注意を払う。特に、終了直前のシュートが得点となるか否かの最終判断は審判員がするが、審判員から助言を求められることがあれば対応できるように細心の注意を払う。

4-22 前半終了、または、試合終了後でも、試合時間内の違反に対しては罰則を適用しなければならないので、審判員の判定に注意を払い、競技規則に合わない場合は助言勧告する。

4-23 前半終了間際、あるいは、試合終了間際になると、次に試合のチームがコート近くにきて各種の準備活動を始める。試合に影響がありそうなウォーミングアップ、ボールの使用は禁止するよう管理する。

4-24 いわゆる「最後の一投」を行う際、負傷したあるいは負傷を訴えたGK以外の防御側のプレイヤーの交代は許されない。また、攻撃側の最後の一投をするプレイヤーは直ちにその位置に着かなければならない。防御側プレイヤーの番号をメモすると混乱の原因を減らせる。

5 「ハーフタイム」

5-1 レフェリーとともに審判控え室で競技全般に関する反省をする。レフェリーに対しての指導は審判委員会の責務であるが、必要があれば審判委員会と共同してレフェリングの流れに影響の少ない範囲で助言を与える。前半のレフェリングの流れを変えるような助言は極力慎む。

5-2 ハーフタイム開始時に審判員と記録席員、マッチバイザーが得点、罰則を確認する。

5-3 ハーフタイムの時間を管理する。マッチバイザー、記録席員が席を離れる場合、後半が正確な時間に始められるよう管理する。

5-4 各チームは交代地域を交代する。交代地域のチーム名表示をしている場合は正しく置き換えたかを管理する。

5-5 電光掲示板によるチーム表示は、基本的に前半後半で左右の表示を変えない。

5-6 ハーフタイム終了1分前に公示時計を止め、後半の試合時間を設定するよう管理する。

6 「延長戦」

6-1 審判員がトスを行い休憩となる。時間を管理する。

6-2 交代地域の変更を管理する。

6-3 延長戦のハーフタイムは1分間である。休憩後に円滑に試合が始められるよう審判員と協力して対応する。

7 「7mスローコンテスト」

7-1 交代地域の管理を重点的にする。ただし、試合に影響がないと判断される場合は、極力管理しすぎないように心がける。

7-2 IHFは5名で実施するが、日本は3名方式とする。2-0になった場合はそれ以降の7mスローは実施しない。日本リーグプレーオフは5人体制とする。

8 「試合終了後」

8-1 公式記録用紙に記録された事項が正しく記録されていること確認をする。確認はマッチバイザーの記録と公式記録用紙を照合し、正しければ審判員に確認の署名をさせるよう管理する。

8-2 すべての事項が記入され、マッチバイザーが最終確認をした後、マッチバイザーが署名する。

8-3 記録用紙は1枚目（白）を主催者用として大会本部に提出する。2枚目（黄）を日本ハンドボール協会提出用として大会本部に提出する。3枚目（青）、4枚目（青）は各チームに1部ずつ配布する。記録用紙が速やかにチームに配布できるよう、大会本部に提出できるよう管理する。

8-4 マッチバイザー報告書の必要事項を記入し、競技委員長に提出する。特に、裁定委員会を開催する有無を各審判員、競技委員長に確認して記録する。

8-5 その試合で特記事項があればマッチバイザー報告書に記入する。

8-6 交代地域規程に違反する行為があった場合、あるいは、特別な出来事があった場合、マッチバイザーは速やかに失格・追放に関する報告書、兼裁定委員会開催要望書を作成し、競技委員長（裁定委員会）に提出しなければならない。

8-7 必要があればマッチバイザーは裁定委員会に出席し、審議に加わる。

(財)日本ハンドボール協会マッチバイザー報告書

大会名			マッチバイザー氏名			
			印			
日時	平成 年 月 日 ()			種別		
会場						
試合結果	前半	後半	第1延長	第2延長	7mTC	最終結果
A						
B						

A						
チームタイムアウト			前半			後半
	氏名	警告	退場	失格		
A						
B						
C						
D						
背番号	氏名	警告	退場	退場	失格	追放
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

B						
チームタイムアウト			前半			後半
	氏名	警告	退場	失格		
A						
B						
C						
D						
背番号	氏名	警告	退場	退場	失格	追放
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31	32
33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48
49	50	51	52	53	54	55	56
57	58	59	60	61	62	63	64

1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31	32
33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48
49	50	51	52	53	54	55	56
57	58	59	60	61	62	63	64

確認事項	裁定委員会開催の有無	レフェリー 有 無	マッチバイザー 有 無	競技委員長 有 無
------	------------	-----------	-------------	-----------

特記事項	
------	--

マッチバイザー報告書は、試合終了後、競技委員長に提出
(財)日本ハンドボール協会競技運営部

大会裁定委員会開催基準 (大会裁定委員会開催に関する報告書)

本協会が制定した大会裁定委員会（以下、裁定委員会という。）開催基準は、国内公式大会におけるハンドボール競技のラフプレイからの健全化を図る当初の目的を達成したと判断し、平成 20 年 3 月 31 日をもって平成 19 年度裁定委員会開催基準を改正する。平成 20 年 4 月 1 日より、新裁定委員会開催基準を適用する。

従来は 3 回目の退場に伴う失格以外は、全ての失格、追放の判定を科したときには失格・追放に関する報告書を作成し裁定委員会を開催してきた。さらに、裁定委員会はハンドボール競技の健全化を図る目的で制定したことから、原則として失格に対して出場停止の処分を科すこととしていた。今後、レフェリー、マッチバイザー、競技委員長が違反の内容によって出場停止、もしくはそれ以上の処分を科すことが必要であると判断する場合のみ、裁定委員会を開催することとする。裁定委員会を開催することが必要がないと判断されるラフプレイによる直接失格に対しては、報告書を作成する必要はない。この判断は、レフェリー、マッチバイザー、競技委員長がそれぞれの立場で判断することであり、それらの一人でも必要と認めれば、各人の責任で失格・追放に関する報告書兼裁定委員会開催要望書を作成し、競技委員長に提出しなければならない。競技委員長は、試合終了後直ちに提出される報告書により、裁定委員会を開催する。

直接失格で出場停止、もしくはそれ以上の処分が必要な事例を文章にするのは難しいが、あえて言えば、故意による危険な行為、重大な過失を伴う危険な行為、著しくスポーツマンシップに反する行為、追放が相当する。

従来は直接失格、追放というプレーヤーの違反だけを裁定委員会の審議の対象としてきたが、この改正により、プレーヤー、チーム役員、レフェリー、大会関係者による重大な過失を伴う行為、処置も裁定委員会の審議の議案に含まれる。裁定委員会開催に関する報告書の作成は、レフェリー、マッチバイザー、さらに大会の代表として競技委員長が作成するものとする。

1 目的

国内公式大会におけるハンドボール競技の健全化を図る主旨で、各大会に裁定委員会を設ける。

2 裁定

裁定しなければならない事項が生じた場合、裁定委員会は審判員、マッチバイザー、または競技委員長が提出した裁定委員会開催に関する報告書、または任意の書式による報告書をもとに審議し、その処置について決定する。各試合に関しては、担当する審判員、マッチバイザー、競技委員長が報告書を提出しない場合は、裁定委員会は開催しない。また、3 回目の退場に伴う失格の際は、裁定委員会は開催しない。なお、大会期間中での出場停止

を超える処分が必要な場合は、大会主催団体の定められた会議において審議し、処分を審議する。さらに、加盟団体の処分の範囲を超える場合は、本協会の懲罰委員会に提訴する。

3 適用

競技規則 16 の 6 (c)、(d)、(e)、8 の 7、により、直接の失格、及び、16 の 9 により追放となった場合は、裁定委員会を開催する。その他、大会、競技の関係者による重大な過失による行為、処置がなされた場合、裁定委員会を開催する。

4 裁定委員会

競技委員長、審判長、総務委員長、その他大会関係役員をもって委員会を構成し、必要があれば裁定委員会を開催する。状況を把握するために関係者を同席させる場合もある。

5 審議内容

(1) 処分

1) 処分なし

2) 出場停止 (試合数は裁定委員会で決定する。裁定委員会の最高出場停止 数は 2 試合までとする。)

3) 大会出場停止 (大会開催中であれば、その後の試合出場停止処分を決定する。後日、主催団体が懲罰委員会を開催する。審議の結果を日本協会に報告しなければならない。)

4) 有期限出場停止 (大会期間中、もしくは大会終了後、主催団体が懲罰委員会を開催し、決定する審議の結果を日本協会に報告しなければならない。)

(2) その他

競技規則、大会規程、その他ハンドボール競技にふさわしくない重大な過失を伴う判定・処置をした場合、本協会に対して提訴する。

6 決定通知

処分がある場合は、別紙の処分通知書兼解除報告書にて、当該者、あるいは、当該チーム責任者に通知する。チーム関係者以外の場合は、任意の書式で処分を通知する。

7 処分解除

処分 (1)、処分 (2) の場合、処分解除相当の時期に、大会競技役員による確認と、解除報告書、及び、登録証への記入・認印をもって解除とする。これにより当該者はそれ以降の公式試合に出場可能となる。

処分 (3) の場合、処分解除時期に当該主催団体から本人宛に解除通知文書を通知する。通知は日本協会にも送付しなければならない。

8 裁定委員会開催までの流れ

担当レフェリー、担当マッチバイザー、あるいは競技委員長が裁定委員会の開催が必要と認めた場合、試合終了直後に判断し、当該者の登録証の返還をしない。その後、公式記

録用紙、失格・追放に関する報告書と失格当該者の登録証を、裁定委員会に提出する。競技終了後の行為に関しては、登録証を提出できない場合もある。その場合は、後刻開催される裁定委員会に届出させるものとする。

裁定委員会の開催が必要と認められる場合は、レフェリー、マッチバイザー、競技委員長は相互に連絡を取り合う。裁定委員会開催に関して、審判員、マッチバイザー、競技委員長の意見が異なる場合は、一人でも報告書を提出することを希望すれば、裁定委員会を開催しなければならない。

大会関係者の場合は、必要に応じた処置をとる。

裁定委員会の開催

審議しなければならない事項が発生した場合、原則として当日中に裁定委員会を開催する。また、審議の結果も原則として、当日中に当該者に連絡しなければならない。大会裁定委員長は提出された書類を整備し、委員会を招集する。委員長が不在の場合は代理者がその任務を代行する。委員会は過半数をもって成立する。

審議の結果、処分が必要とされた場合は、別紙の処分通知書兼解除報告書にて、当該者、あるいは、当該チーム責任者に通知する。

裁定委員会の結果は、裁定委員会報告書を作成して日本協会競技運営部に送付する。

通知書の発行

出場停止処分以上を必要とする場合、当該者、あるいは、当該チーム責任者に処分通知書兼解除報告書を渡し、その処分を伝える。同時に、登録証裏面の備考欄に、期日、処分内容を記載し、返却する。

審議の結果、有期限処分が必要と裁定された場合は、裁定委員会は同一大会が開催されている期間内の出場停止を処分しなければならない。要領は上記の通りである。但し、登録証は返却しない。

処分の解除

試合出場停止の場合は、当該者、または、当該チーム責任者が処分通知書兼解除報告書、登録証、及び、出場停止試合数分の公式記録用紙コピー（出場していないことを証明するため）を処分解除相当数が経過した後の公式試合競技役員（競技委員長、その他の競技役員）に提出する。競技委員長（競技役員）は、処分解除の条件が整っていることを確認したとき、解除報告書、登録証に解除期日、押印をし、コピーを取った上でコピーを返却する。

日本協会への連絡

大会競技委員長、及び、解除執行担当者は、処分通知書兼解除報告書原本を日本協会競技運営部に送付する。また、コピー1部と提出された公式記録用紙コピーを大会本部で保管し、各種問い合わせに対応出来るようにする。

9 処分の参考目安

重大な違反に対しては出場停止とする。違反の程度が重大と判断される場合はそれ以上

の処分が必要となるが、裁定委員会で即決することなく、各大会主催団体の懲罰委員会に提訴する。その場合は、大会中の出場を停止する処分をしなければならない。

失格・追放に関する報告書

兼裁定委員会開催要望書

大会名	
期日	平成 年 月 日 ()
場所	
対戦	対 男・女
当該チーム名	
当該者氏名	
発生状況	
備考	
	審判員 印 審判員 印 マッチバイザー 印 競技委員長 印 審判員、マッチバイザー、競技委員長の内、1名でも裁定委員会開催を要望すれば提出すること

裁定委員会報告書

大会名													
期 日	平成 年 月 日 ()												
場 所													
対 戦	対	男・女											
当該チーム名													
当該者氏名													
発 生 状 況													
決 定 事 項	<p>1 処分なし</p> <p>2 出場停止 試合</p> <p>3 出場停止 試合 + 日本協会へ提訴</p> <p>4 その他</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">番号に○を付け2、3の場合は出場停止数を入れる 日本協会へ提訴する場合は、書式任意で提訴文を送付 4 その他の場合は記述</p>												
備 考													
平成 年 月 日													
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">裁定委員会</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">委員長</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>委員(大会役職名)</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>委員(大会役職名)</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>委員(大会役職名)</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table>				裁定委員会		委員長	印	委員(大会役職名)	印	委員(大会役職名)	印	委員(大会役職名)	印
裁定委員会													
委員長	印												
委員(大会役職名)	印												
委員(大会役職名)	印												
委員(大会役職名)	印												

* 報告書は3部作成(コピー可)し、原本を(財)日本ハンドボール協会競技運営部に提出し、他の1通は大会本部保管、他の1通は当該チームに渡す。

処分通知書

チーム名	
氏名	
大会名	
期日	
対戦	対 男・女
処分内容	処分なし 公式試合 ____ 試合 出場停止 当該大会試合出場停止

上記の通り処分を通知する。

平成 年 月 日

裁定委員会

大会役職

氏名 _____ 印

(財)日本ハンドボール協会競技運営部御中 解除報告書

公式記録用紙コピー ____ 試合分により、出場停止処分を受けたことを確認し、
処分を解除したことを報告いたします。

平成 年 月 日

確認者氏名 _____ 印

大会役職

連絡先

この原本は、解除報告書の記入が済み次第、日本ハンドボール協会競技運営部まで送付してください。
またコピー1部と提出された公式記録用紙コピーは大会本部で保管をお願いします。